



ご存じですか？ 保険給付には時効があります

適用給付担当

044(520)7825

Knp-kyufu-QA@ml.toshiba.co.jp

健康保険の給付^{※1}を受ける権利は、2年の時効があります。申請せずに2年を過ぎると、時効により給付を受けることができなくなりますので、申請漏れがないようご注意ください。

※1 現金そのものが支給されるもの(療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料など)

時効の起算日は、各給付金ごとに異なります。時効の起算日から2年以内に申請書が東芝健保に到着するよう余裕をもって提出してください。

主な給付金の起算日

給付金	時効の起算日
療養費・移送費	療養に要した費用を支払った日の翌日
高額療養費、医療費に関する付加給付 ^{※2※3}	診療月の翌月の1日
傷病手当金およびそれに伴う付加給付 ^{※3}	労務不能であった日ごとにその翌日
出産手当金およびそれに伴う付加給付 ^{※3}	出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日
出産育児一時金およびそれに伴う付加給付 ^{※3}	出産日の翌日
埋葬料	死亡日の翌日

※2「高額療養費、医療費に関する付加金」は原則自動払いのため、申請手続きは不要ですが、自治体の医療費助成(乳幼児(小児)医療費助成制度、重度心身障がい者医療費助成制度など)を受けている方は自動払いの対象外となる場合があります。

※3 付加給付とは、健康保険法で決められている給付(法定給付)に上乗せして、東芝健保が独自に支給する給付です。

療養費

例：治療用装具を作成し、令和5年9月10日に装具代金を支払った場合

- ・時効の起算日 → 令和5年9月11日
- ・申請期限 → 令和7年9月10日



申請期限とは、申請した日ではなく、申請書が東芝健保に到着した日となります。

出産育児一時金およびそれに伴う付加給付

例：令和5年9月20日に出産した場合

- ・時効の起算日 → 令和5年9月21日
- ・申請期限 → 令和7年9月20日

※出産育児一時金の直接支払制度を利用しても、出産育児一時金付加金2万円は、分娩機関への直接支払いの支給対象にはなりませんので、出産後必ず東芝健保に「出産育児一時金・付加金」の申請手続きをしてください。

埋葬料

例：令和5年9月14日に死亡した場合

- ・時効の起算日 → 令和5年9月15日
- ・申請期限 → 令和7年9月14日

この申請を東芝健保が令和7年9月2日に受付けた場合、令和5年9月1日分は時効により不支給となります。

傷病手当金およびそれに伴う付加給付

出産手当金およびそれに伴う付加給付

例：令和5年9月1日から令和5年9月30日まで労務不能であった場合

労務不能だった日	時効の起算日	申請期限
令和5年9月1日	令和5年9月2日	令和7年9月1日
令和5年9月2日	令和5年9月3日	令和7年9月2日
⋮	⋮	⋮
令和5年9月29日	令和5年9月30日	令和7年9月29日
令和5年9月30日	令和5年10月1日	令和7年9月30日

※傷病手当金は、「業務外の病気やけがの療養のため」に会社を休み、そのために給料が減額、またはもらえなかったときに、その生活費を保障するために支給されるものです。まとめて申請するのではなく、給料と同様に受け取れるよう、月ごとの申請を推奨しております。